



2月14日7時00分公表

令和3年2月14日  
内閣府（防災担当）

## 令和3年福島県沖を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について【第1報】

### 1. 災害の概要

令和3年福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、福島県は8市9町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【福島県】 福島市 （ふくしまし） 郡山市 （こおりやまし） 白河市 （しらかわし） 須賀川市 （すかがわし） 相馬市 （そうまし） 南相馬市 （みなみそうまし） 伊達市 （だてし） 本宮市 （もとみやし） 伊達郡桑折町 （だてぐんこおりまち） 伊達郡国見町 （だてぐんくにみまち） 岩瀬郡鏡石町 （いわせぐんかがみいしまち） 大沼郡会津美里町 （おおぬまぐんあいづみさとまち） 双葉郡広野町 （ふたばぐんひろのまち） 双葉郡檜葉町 （ふたばぐんならはまち）	2月13日	福島県沖を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
双葉郡富岡町 (ふたばぐんとみおかまち) 双葉郡浪江町 (ふたばぐんなみえまち) 相馬郡新地町 (そうまぐんしんちまち)			

## 2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置

本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）付 阿部、横田、森戸、柚上、山地 TEL 03-5253-2111（内線51276） 03-3503-9394（直通）
---